

## 令和８年度スクールソーシャルワーカー募集要項

姫路市教育委員会

姫路市では、教育相談体制の充実及び学校園の教育力・組織力の向上を図ること等を目的とし、スクールソーシャルワーカーを配置します。社会福祉士や精神保健福祉士の専門的な知識・技術をもち、教職員等と協働していただける方を募集します。

### １ 募集について

#### (1) 募集人数

若干名

#### (2) 応募資格

次の要件をすべて満たす成人

ア 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する。

イ スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する。

ウ 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条の以下の項目全てに該当しない。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (3) 業務内容

管理職・教職員及びスクールカウンセラー等と連携し、概ね次の職務に従事する。

ア 幼児児童生徒が置かれた環境への働き掛け

イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

ウ 学校園内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

オ 教職員等への研修活動

カ その他、教育委員会が必要と認めるもの

#### (4) 任用期間

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

#### (5) 勤務場所

姫路市教育委員会が指定する市立学校園

## 2 勤務条件等

### (1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

### (2) 勤務時間・日数

1日／週、または2日／週

1日あたり7時間まで（1校につき年間140時間程度）

### (3) 報酬

3,500円／時

### (4) その他

ア 本市の規定に基づき通勤手当を支給します。

イ 労災保険に加入します。

## 3 応募について

### (1) 応募書類

#### ① スクールソーシャルワーカー登録申込書

#### ② 社会福祉士または精神保健福祉士の資格取得を証明する書類（コピー）

※ ①に必要事項を記入し、②と合わせて下記受付へ持参ください。（郵送不可）

※ ②の資格取得見込み者は、取得後速やかに下記受付に郵送してください。

※ 本書類は返却しません。

※ 本書類に記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、適正に管理するとともに、本事業以外の目的では使用しません。

### (2) 受付期間・時間

随時（平日：9時00分～17時00分）

### (3) 受付場所

姫路市教育委員会 学校指導課

〒670-8501

姫路市安田四丁目1番地 北別館6階

電話 079-221-2771

## 4 任用までの流れ

(1) 姫路市教育委員会が、スクールソーシャルワーカー登録申込書をもとに書類審査を行い、適任者をスクールソーシャルワーカー名簿に登録します。なお、審査結果は随時郵送にて通知します。

(2) 名簿登録者の中から必要に応じて面接及び聴取を行い、任用を決定します。